

承諾書受領事務に係る歩掛り

本歩掛りは、秩父広域市町村圏組合水道局が発注する水道管布設工事等の承諾書受領事務の積算に適用する。

◆承諾書受領事務に係る人工

1軒当たり

名称	人工	土木一般世話役	備考
承諾書受領事務		0.07	

- ・当初設計時は、上記を標準として積算するものとし、現場条件を勘案して各人工を変更することができる。
ただし、人工の変更が生じる場合は、工事記録を取り交わしのうえ変更の対象とするものとする。

◆その他（共通事項）